

福祉用具サービス計画書の署名欄に関する取り決めについて

介護事業者様には福祉用具購入時（もしくは事前承認時）に福祉用具サービス計画書を提出していただいておりますが、署名欄の不備で差し戻しになるケースが起こっております。つきましては署名部分について下記のとおり取り決めましたので、提出時にご確認ください。

記

署名欄には必ず購入者本人が氏名を記入してください。
購入者が記入することができず代筆する場合は、代筆者名と続柄を記入してください。
代筆するご家族等がいらっしゃらない場合は、記名（印字）+押印でご対応ください。

以上